

社会福祉法人 柏原市社会福祉協議会 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 平成 30 年 4 月～ ノー残業デーの実施継続
毎週水曜日に実施し、所定外労働の削減のための措置の実施する

目標 2：年次有給休暇の取得促進。

<対策>

- 平成 30 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成 30 年 4 月～ 有給休暇取得年間 5 日の取得促進のための取組の継続

目標 3：育児休業等の制度の周知を図る。

<対策>

- 平成 30 年 4 月～ 職員へ就業規則等を用いて制度を周知